

市町村財政の危機レベル

財政危機の時代を迎えましたが、一体何をもって「危機」なのかわからない、という疑問に答えるため標準的に、財政当局が経験的に判断していることを整理してみました。

【第1段階】

各種の財政支出の健全度を示す指標がそれぞれの望ましいとされる標準レベル(財政運営上の経験値)を超えて悪化し、財政硬直化・借金体質の深化に陥ることです。

- 1) 実質収支比率は 3～5%程度
- 2) 経常収支比率は 70～80%程度
- 3) 公債費比率は 10%程度
- 4) 公債費負担比率は 15～20%程度
- 5) 地方債許可制限比率(起債制限比率)は 15%程度。

これらを超えたからといって法律違反ではありませんが、実質収支比率が都道府県でマイナス5%、地方債許可制限比率は 20%を超えると地方再建促進特別措置法による制限(財政再建団体の指定)があります。

【第2段階】

第1段階の財政収支指標が悪化し、「財政健全化債」「退職手当債」の特別発行を求める事態になり、財政健全化計画の策定、退職手当制度の全面見直しなどの抜本的な財政合理化・効率化計画を推進せざるをえない状況になることです。

これは、行革大綱に基づき行政改革や財政健全化を進めるのと引き替えに、国から財政健全化債が許可されることとなります。自治体は、数値目標による財政健全化計画を策定し、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内で財政健全化債の発行が許可されるのです。

【第3段階】

収支バランスが崩れ、赤字額の計上を回避する目的で、今年度の収入が足りない分を翌年度の収入で充当する「繰上充用」を行うことです。さらには、実質収支比率がマイナスになり、赤字額を計上する「赤字団体」に転落することです。

【第4段階】

地方債許可制限比率(起債制限比率)が上昇し、地方債発行制限を受け、新規事業が実施不可能な状態に陥ることです。起債制限比率が20%以上で一般単独事業債、30%で一般事業債が制限されます。こうなると自治体は、財政再建準用団体(通称:財政再建団体)一歩手前の段階に入り、相当規模の財政再建策の実行が必要になります。

【第5段階】

実質収支が市町村でマイナス20%(都道府県はマイナス5%)以上の赤字額を計上すると地方債の発行制限を受けるか、財政再建準用団体になるかの選択を迫られることとなります。そして市町村の場合は、都道府県との協議を要する事前協議を図る事態に陥ります。

地方自治体の財政には民間企業の「破産」は法律的には存在しませんが、財政再建準用団体への転落は「財政破綻」であり、この「破産」に近いといえます。首長、議会の財政責任・政治責任が問われることとなります。

このようになる前に、地方自治体はできる限り自主的財政再建の途を選択し、自ら歳入増(徴税率アップなど)、歳出削減(単独公共事業の削減)の措置を実行することになりますが、地方議会の利権構造によっては、自主再建の選択ができなくなる場合、意図的に財政再建準用団体指定の途を選択する場合があります。

【参考文献】

「地方財政危機と自治体財政分析」・「交付税改革」 高木健二著 地方自治総合研究所発行

(C)2004 自治研究センターおかやま